

「不動産取得税と個人事業税のコンビニ納税」について

今月から、自動車税のほか、新たに、不動産取得税と個人事業税についても、コンビニで納税できるようになりました。

24時間いつでも、全国のコンビニ（納税できるコンビニは、お送りする納税通知書の裏面に記載されています。）から納税できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、もよりの各地域県民局県税部へご連絡ください。

納税できるコンビニエンスストア

サークルK、サンクス、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、セブン - イレブン、エーエム・ピーエム、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、スリーエフ、ココストア、エブリワン、セーブオン、コミュニティ・ストア

取扱限度額（30万円）を超える納税通知書について

金額が30万円を超える納税通知書は、そのままではコンビニで取扱いできません。

コンビニでの納付を希望される方には、金額を分割した納付書を発行しますので、もよりの各地域県民局県税部へお申出願います。

〔県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>〕